

視点

産業医制度のこれから



福島県医師会常任理事

沼崎 邦浩

多様化する労働者の健康管理対策の重要性が増す中、産業医の位置づけや役割、小規模事業場における労働衛生管理体制について、改めて検討され「産業医制度の在り方に関する検討会」により平成28年12月26日報告書が出された。それに基づき、産業医制度等に関する所要の省令改正（労働安全衛生規則の一部改正）が行われ、平成29年3月29日に公布、同年6月1日より実施されることとなった。（表を参照）

報告書は(1)から(4)までの4項目あり、(1)(2)について簡単にまとめると

(1) 求められる労働衛生管理

ア 各業種共通の労働衛生管理

事業者は、業種を問わず、健康診断等に基づく就業上の措置、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援対策等の多様化する労働者の健康確保対策や積極的な健康保持増進対策などを的確に行うこと。さらに法

令により事業者等の義務とされた対策や、法令により努力義務や通達に基づく対策等に関する自主的な労働衛生管理の実施も重要である。

イ 事業所の特徴に応じた労働衛生管理

腰痛、熱中症、化学物質による業務上の疾病の防止のため作業環境改善等の作業環境管理、作業方法及び作業時間の改善等の作業管理並びに健康診断の結果等に基づき行う健康管理が必要である。

ウ 労働衛生管理を効果的に運用する

上記3管理を効果的に運用するためには、必要に応じて外部機関等も活用しながら、連絡・調整機能を有する産業医等から成る産業保健チームによる体制・対応が必要となる。さらに行われた各管理の効果を検証する仕組みが必要である。

(2) 産業医及び産業医以外の産業保健スタッフに期待される役割

ア 産業医に期待される役割

産業医の役割において、事業者が実施する労働衛生対策のうち過重労働による健康障害対策、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援対策等の多様化する労働者の健康確保対策や積極的な健康保持増進対策等については事業場における有害業務の有無にかかわらず、職場の状況を把握した産業医が積極的に関与することが期待されている。中でも「事業所における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づく産業医への研修及び産業医を養成するための研修を図り、本対策に関する産業医の適切な関与を促進すべきである。

イ 産業医に必要な情報取得のあり方
 嘱託産業医を中心により効率的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集の手段として、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられる。このため少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業所等の巡視について、事業者から毎月一回産業医に所定の情報が提供されている場合(下記①、②)であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。

表 改正労働安全衛生規則の概要

現 行

- 現在、労働安全衛生法令では、以下を義務付けている。
 - ▶産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。(労働安全衛生規則第15条)
 - ▶事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康保持に必要な措置について、医師等からの意見を聴取する。(労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文)
 - ▶事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たりの100時間を超える労働者について、当該労働者からの申出に基づいて医師による面接指導を行う。(労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2)

改正の内容 (平成29年6月1日以降)

産業医の定期巡視の頻度の見直し (労働安全衛生規則第15条関係)

- 少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月1回産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。
 - 1 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
 - 2 1に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要な情報の医師等への提供 (労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文関係)

- 事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。

長時間労働者に関する情報の産業医への提供 (労働安全衛生規則第52条の2関係)

- 事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。

- ① 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
- ② ①に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

ウ 産業保健のチームでの対応

労働衛生管理を効果的に運用するためには、産業保健のチームにより対応することが重要である。

- 専属産業医又は比較的多くの活動時間を確保出来ている嘱託産業医の場合は、①産業保健のチームリーダーとして産業保健に関する業務の具体的な内容、実施時間、実施方法（外部機関の活用を含む）等を計画するとともに、実施状況や課題を把握し、その後の業務内容等に反映させること。また、事業場内の関係部署への働きかけや連絡・調整等を実施し、又はこれに関与すること、②健康管理に関する業務について、必要に応じて看護職等と連携し、健康診断及び長時間労働・高ストレス者に対する面接指導の結果に基づく就業上の措置又は保健指導等を実施し、又はこれに関与すること、③作業環境管理、作業管理に関する業務について、専門の有資格者と連携した上で、「医学に関する専門的知識」に基づく判断業務等を中心に実施し、又はこれに関与すること、④衛生教育、健康教育、健康相談及び労働者の健康障害の原因の調査・再発防止に関する業務については、産業医が実施し、又はこれに関与するのみならず、衛生管理者等を含むチーム全体で対応すること、⑤産業医自ら職場巡視を行うとともに、衛生管理者が高頻度で行う職場巡視の結果の報告を受け、労働者の健康に及ぼす影響などの観点から指導等を行うこと、が期待される。
- 嘱託産業医で時間的な制約がある場合の

産業医の場合は、衛生管理者等が連絡調整等行うコーディネーターとなり、①健康診断及び長時間労働・高ストレス者に対する面接指導の結果に基づく就業上の措置について意見を述べること等の医師のみが関与できる業務、②衛生工学衛生管理者、作業環境測定士、作業主任者等が行った作業環境管理又は作業管理に関する業務の報告を受け労働者の健康に及ぼす影響などの観点から指導等を行う業務、③産業医自ら職場巡視を行うとともに、衛生管理者が高頻度で行う職場巡視の結果の報告を受け、労働者の健康に及ぼす影響などの観点から指導等を行う業務を担うことが必要である。

産業医以外の産業保健スタッフについては、それぞれの専門職ごとにチームにおける役割が期待されており、歯科医師、看護職、衛生管理者、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士、作業主任者、心理職、事務職員等が考えられる。

(3) 小規模事業場における労働衛生管理の促進について（省略）

(4) その他産業保健の機能向上等に関すること（一部のみ抜粋）

ア 産業医や就業上の措置に関して意見を述べる医師等について資質向上の場が十分でない等から、当該医師等の業務の充実を図るため、継続して労働衛生に関する最新情報の提供や系統的な専門的な研修の実施等の支援を行うことが必要である。また産業医等以外の産業保健スタッフに対しても、継続して労働衛生に関する最新情報の提供や知識の獲得への支援を行うことが必要である。

イ 産業医は、法に基づき、事業者に対して勧告することができるが、法人の代表者等

が当該事業場の産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利害が一致しない場合も想定され産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため平成28年3月31日に改正省令が公布、平成29年4月1日施行されており円滑に施行していくことが必要である。

ウ このほかにも、①産業保健サービスを提供する外部機関の質の確保のため、課題等を検討すべきである。②遠隔による労働衛生管理活動のあり方を検討する。③産業医

及び保健師と事業場の需給のマッチングを図る仕組みを整備・普及すること。④より適切な産業医の職務の実施等のため産業医の労働者1人当たりの業務時間について検討などを行うことが必要であると、述べている。

以上産業医制度について理解いただければ幸である。詳しい内容を知りたい方は「産業医制度の在り方に関する検討会」の報告書を参照ください。

